

## 令和3年度 NHK歳末たすけあい募金特別配分実施要領

### 1 (趣 旨)

この要領は、長野県共同募金会（以下「本会」という。）が、日本放送協会(NHK)、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団の三者によって令和3年12月1日(水)から25日(土)までを募金運動期間として実施する「第71回NHK歳末たすけあい」の募金を財源として、子どもや障がい(児)者の支援に必要な物品の整備、また新型コロナウイルス感染予防に必要な物品の整備への特別配分を行うために必要な事項を定めるものとする。

(配分対象施設・団体及び事業、配分額)

### 2 特別配分の対象となる施設・団体、事業、配分限度額は次表の①から⑤とし、物品整備事業については消費税を含むものとする。

なお、⑥の事業については別途定める実施要項によるものとする。

対象施設・団体	対象事業	配分限度額	備考
① 地域活動支援センター	新型コロナウイルス感染予防対策物品、就労又は、訓練等の日中活動において利用者が使用する物品の整備	1施設(団体) 10万円	社会福祉法人及びNPO法人の運営施設
② 児童発達支援事業施設 (放課後等デイサービス)			
③ 障害者グループホーム	NPO法人の運営施設		
④ 自立援助ホーム			免許取得支援事業と重複申請可
⑤ 児童養護施設			
⑥ 児童養護施設	普通自動車免許取得支援		

(対象外事業、物品)

### 3 次に掲げる事業や物品購入は特別配分の対象としない。

- (1) 事務用としての複写機、パソコン、プリンター等の物品の購入
- (2) 既存施設・設備及び物品の修理・修繕事業
- (3) 消耗品類(マスク、消毒液、除菌シート等、繰り返し使用できない物品)の購入  
ただし、申請物品の附属品類はこの限りでない

(申請)

### 4 1法人(団体)について2施設まで申請できるものとする。

配分申請書に関係書類を添付し、通知に定める期日までに本会に1部提出する。

(配分金の決定、交付)

- 5 運動期間終了後すみやかに配分額を決定し、令和4年1月下旬に配分金を交付する。
- 6 募金実績が配分申請総額に達しない場合、配分金の減額調整をすることがある。

(配分金の交付条件)

- 7 次に掲げる条件を付して配分金を交付するものとする。
  - (1) 本会からの配分決定通知を受領する前に事業を実施しないこと。
  - (2) 令和4年3月末日までに事業を完了(配分金の支出)すること。
  - (3) 配分事業を中止するときは、事前に本会の確認を得ること。
  - (4) 決定通知受領後、申請物品を変更する場合は、変更する物品のカタログ(写真)及び見積書を実施報告書提出時に他の添付書類と一緒に提出すること。
  - (5) 本会の配分により購入した1点10万円以上の物品については、購入した年の翌年度から5年間を本会管理期間とする。万が一、管理期間中にやむなく改造、処分等の必要が生じた場合はすみやかに本会に照会を行い、指示を受けること。
  - (6) 会計処理について貴法人・団体の経理規程等に基づき適切な経理事務を行うこと。  
なお、前記に該当しない団体等は配分金の管理及び用途についての会計帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておくこと。
  - (7) 次の方法により寄付者への周知を行うこと。
    - ア 取得物品に、本会指定の配分明示シールを貼付すること。
    - イ ホームページ、機関紙並びに保護者通信などに、取得した物品等を「NHK歳末たすけあい募金」で購入したことを明記すること。
  - (8) 本会からの指示により、関係者等への礼状を送付すること。

(事業の実施)

- 8 事業の実施については、本会からの配分決定通知受領後、直ちに行うものとする。

(事業の報告)

- 9 事業完了後、7日以内に別紙様式4「実施報告書」(配分決定通知に同封)を提出する。

(配分金の返還)

- 10 本要領に違背した場合は、配分金の返還を求めることとする。